

千葉県グリーンエリア観光ドライブコースの造成およびプロモーション業務委託仕様書

1. 委託名

千葉県グリーンエリア観光ドライブコースの造成およびプロモーション業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3. 適用範囲

本仕様書は、公益社団法人千葉県観光協会（以下、「観光協会」という）が発注する「千葉県グリーンエリア（千葉県若葉区・緑区のこと。以下、「グリーンエリア」という）観光ドライブコースの造成およびプロモーション業務委託」を受託したもの（以下、「受託者」という）が順守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行なうものとする。

4. 業務に求める目的

千葉県は、首都圏に位置する都市の中でも豊かな自然を併せ持つ都市であり、特にグリーンエリアは、その魅力を活かすため農業体験や里山体験、観光資源を活用し、グリーンエリアとしての活性化及び観光振興の推進を図ることをコンセプトに戦略的な集客プロモーションを推進している。

本業務は、グリーンエリアと隣接する地域に点在する観光資源を組み合わせたグリーンエリアの観光ドライブコースを造成し、プロモーションとして効果的な観光情報誌やWEB（千葉県観光ガイド）に造成したコースおよび観光資源を掲載し、関連した観光情報リーフレットを制作することにより相乗効果によるグリーンエリアの訴求力向上とエリア内の回遊性促進による来訪者の滞在時間・消費の増を図ることを目的とする。

5. 対象エリア

千葉県若葉区・緑区（および隣接する地域に点在する観光資源）

6. ターゲット層

マイクロツーリズムの概念に鑑みた千葉県および周辺の地域住民。

その中でも特にファミリー層、20代から30代の若年層をターゲット層とする。

7. 各業務の内容

(1) 観光ドライブコースの造成

- ア グリーンエリアの来訪を促進するために適切な周遊コース・地域を紹介する内容とすること。
- イ 観光資源の紹介をするとともに、ターゲット層を見据えながら見る・遊ぶ・食べる・学ぶという要素を組み込み季節感もあわせて訴求し、テーマ性のあるコースを3コース以上造成すること。
- ウ 千葉市内の高速道路インターチェンジが起点・終点となり、日帰りで周遊できるコースとすること（おおよその所有時間を明記すること）
- エ 来訪者にとってアクセスしやすく、駐車場や施設規模など受け入れ体制が整っている施設を優先して紹介すること
- オ 主たる観光資源のほか、参考の立ち寄り箇所も複数紹介すること。
- カ コースに入れる観光資源の例

（千葉市内）

- ・千葉ウシノヒロバ（2020年10月開業）
- ・ドラゴンファームなどの観光農園
- ・千葉市動物公園
- ・加曽利貝塚縄文遺跡公園
- ・泉自然公園（フォレストアドベンチャー）
- ・谷当工房
- ・下田農業ふれかい館
- ・しょいか〜ご千葉店
- ・富田さとにわ耕園
- ・ホキ美術館
- ・昭和の森
- ・昭和の森 フォレストビレッジ 等
- ・地元の人気レストラン

（隣接する地域の観光資源）

- ・DIC 川村記念美術館（佐倉市）
- ・小谷流の里 ドギーズアイランド（八街市）
- ・市原湖畔美術館（市原市） 等

（2）プロモーション業務

①観光情報誌への掲載

- ア （1）で造成したドライブコースを6. のターゲット層に合った観光情報誌に掲載すること
- イ 受託者はドライブコースの造成に必要な調査、取材、写真撮影等を行うこと
- ウ 取材内容の雑誌掲載や撮影写真の使用については、受託者が相手方と交渉し、

許可を得ること

エ 発行時期

令和3年3月上旬までに発行のものとする

オ 仕様

- ・レイアウト ドライブコースと代表的な施設の紹介、また施設一覧(連絡先含む)を明示した観光マップを組み込むこと
- ・版型 ドライブコースの掲載に適したサイズとすること
- ・頁数 3頁以上
- ・色 フルカラー
- ・配架 ターゲット層へ効果的に届ける配架方法を提案し、配架場所に納品すること

②WEB ページの作成・掲載

ア ①で掲載した内容に基づき、グリーンエリアの魅力が伝わる WEB ページを作成し、作成したドライブコースの紹介をすること。

イ ①に掲載した内容以外の観光資源や見どころも極力紹介すること

ウ 掲載場所

千葉市観光協会公式 HP「千葉市観光ガイド」(<https://www.chibacity-ta.or.jp/>)

エ 掲載時期

観光情報誌の発行時期(令和3年3月上旬まで)に掲載し、観光情報誌との相乗効果を生み出すこと

オ スマートフォン閲覧に配慮したデザインにすること

③観光情報リーフレットの制作

ア 基本的に①で掲載した内容を掲載すること。ただし、追記掲載情報等は柔軟に対応すること

イ 発行時期

観光情報誌と WEB の掲載時期(令和3年3月上旬まで)と連動して発行すること

ウ 仕様

- ・レイアウト 来訪者にとって手に取りやすく、見やすいものにする
- ・版型 観光情報リーフレットに適したサイズとすること
- ・頁数 3頁以上
- ・部数 2万部以上
- ・色 フルカラー
- ・配架 以下へ配架すること
 - ・千葉市内および周辺地域の観光施設約30～50箇所

- ・千葉市内の各ホテル
- ・その他

8. 業務実施に係る留意点

- ア 情報収集等により得られた PR 効果が高い有益な情報については、観光情報誌等への掲載内容として適宜提案し、観光協会と協議の上、製作物に盛りこむこと。
- イ 観光情報誌等に掲載する文章は、各観光情報や施設等の魅力に気付くことができるよう工夫すること。
- ウ 観光情報誌等に掲載する観光情報、立ち寄りグルメ・スポット、イベント情報、土産品等の紹介は、写真を利用するなどわかりやすいものとする。
- エ 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこと。
- オ 受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化し、管理体制を徹底すること。
- カ 受託者は、委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、契約日の翌日から14日以内に、本仕様書及び受託者が作成した企画提案書に基づき、完了報告に至るまでの業務実施計画書（案）を作成し、観光協会に提出すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、観光協会とよく協議、調整をしながら業務を進行すること。

9. 実施・完了報告

受託者は、本事業の実施結果等について、事業報告書（カラー製本5部）及び完了報告書を作成し、履行期間終了日までに観光協会に提出すること。事業報告書には、業務スケジュール、事業実施状況写真等を含むこととする。

10. 委託料の支払い等

観光協会は、受託者から報告書の提出があった場合、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。受託者は、観光協会による検査完了の後、委託料の支払いを請求できる。観光協会は、受託者から委託料の支払請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

11. 個人情報等の保護

- (1) 受託者は、本業務で知りえた個人情報や、観光協会の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務委託が終了した後も同様とする。
- (2) 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、観光協会が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずると

ともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

1 2. 受託者及び業務従事者の責任

受託者及び業務従事者が、業務の実施につき観光協会又は第三者に及ぼした損害（7に定めるもの並びに天変地異及びその他受託者の責に期することのできない事由によるものを除く）については、受託者がその責を負う。

1 3. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。
- (2) 提案募集への応募に係わる諸経費は採否にかかわらず総じて応募者側の負担とする。
- (3) 業務の実施に当たっては、観光協会及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (4) 業務実施計画書等に、重要な変更が生じる場合には、事前に観光協会と協議を行うこと。
- (5) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに観光協会に報告すること。
- (6) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。